

船橋市教育委員会会議 8月定例会会議録

1. 日 時 平成19年8月30日(木)
開 会 午後2時00分
閉 会 午後3時10分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 委 員 長 村 瀬 光 一
委員長職務代理者 中 原 美 恵
委 員 高 木 恒 雄
委 員 篠 田 好 造
教 育 長 石 毛 成 昌
4. 出席職員 教育次長 村 瀬 光 生
管理部長 松 本 清
学校教育部長 松 本 文 化
管理部参事兼総務課長 宇 都 和 人
管理部参事兼財務課長 近 藤 恒 裕
学校教育部参事兼学務課長 阿 部 裕
施設課長 木 村 和 弘
保健体育課長 清 水 龍 夫
社会教育課長 高 橋 忠 彦
青少年課長 大 野 栄 一
生涯スポーツ課長 石 井 誠
中央図書館長 三 沢 博 志
指導課長補佐 衣 嶋 正 昭
文化課副主幹 岸 本 弘 三
5. 議 題
- 第1 前回会議録の承認
- 第2 臨時代理
- 報告第6号 平成19年度船橋市一般会計補正予算(歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分)について
- 報告第7号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(教育委員会所管条例に係る部分)について
- 第3 議決事項
- 議案第39号 船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第40号 平成19年度教育功労表彰について

第4 報告事項

- (1) 通学区域の一部選択地域について
- (2) 高根台第三小学校の校名について
- (3) 平成19年度全国高等学校総合体育大会及び全国高等学校野球選手権大会の報告について
- (4) 市・県・関東中学校体育大会の報告について
- (5) 平成19年度船橋市民カレッジについて
- (6) 市制70周年記念公演創作歌劇「童謡」について
- (7) 平成19年度青少年事業の報告について
- (8) 学校プール開放事業の報告について
- (9) 絵本原画の盗難事件について
- (10) 教職員の指導措置について

6. 議事の内容

【委員長】

それでは、ただいまから教育委員会会議8月定例会を開会致します。

初めに、会議録の承認についてお諮り致します。

7月19日に開催いたしました教育委員会会議7月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

議事に入ります前に、当初お配りいたしました議事日程では議案第40号及び議案第41号の市議会へ上程される2案件については議決事項としておりましたが、市議会日程の都合により、事務局から臨時代理により処理した旨、報告がありました。したがって、当該案件につきましては臨時代理による報告として、報告第6号及び報告第7号に変更致しましたので、報告致します。

それでは議事に入りますが、報告第6号及び報告第7号は、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項第4号の「市長又は議会に対する意見の申出及び市長その他の関係機関との協議等を必要とする事項」に該当し、議案第40号及び報告事項(10)は、同会議規則第14条第1項第1号の「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関する

事項」に該当致しますので、非公開としたいと思います。

また、本日の議事日程につきまして、議案第40号及び報告事項(10)については関係職員以外は退席を願いますことから、議事日程の順序を変更することとし、当該議案等を報告事項(9)の後に繰り下げたいと思います。異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

当該議案等を報告事項(9)の後に繰り下げることと致します。

それでは、議事に入ります。

報告第6号及び報告第7号に入りますが、初めに総務課から当該臨時代理案件について説明をお願い致します。

【総務課長】

報告第6号及び報告第7号につきましては、市長が9月の市議会に提出する議案を作成するに当たりまして、教育委員会に意見を求められたことから、本来であれば船橋市教育委員会組織規則第3条第3号の規定によりまして、この教育委員会会議でご審議をいただくものでございますが、会議の初めに委員長からご説明ございましたとおり、急遽、市議会日程の都合により、同規則第3条の2の規定に基づく教育長の臨時代理によりまして、8月29日付にて本件につきまして異議のない旨を市長あて回答させていただいたものでございます。

報告第6号につきましては施設課から、報告第7号につきましては学務課から、それぞれ説明させていただきます。

以上でございます。

【委員長】

それでは、報告第6号について、施設課、報告お願い致します。

【施設課長】

報告第6号、5ページでございます。「平成19年度船橋市一般会計補正予算(歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分)について」をご説明致します。

資料8ページをご覧ください。

歳出予算でございますが、土地購入費として補正するもので、補正額は2億8,490万円でございます。

補正の概要についてご説明させていただきます。西海神小学校の用地取得にかかわる補正予算でございます。今回取得する用地は、西海神小学校の開設当時、昭和28年1月でございますが、それより現在まで借地している用地でございます。このたび土地所有者が平成18年12月20日に死亡したことにより、相続人代表から相続税を納めるため、本年2月5日に土地の買取り申し出がございました。この借地部分は校庭の一部及び体育館やプールが設置されており、学校管理運営上、必要不可欠でありますので、この借地分を買収するものであります。

また、相続人から本年10月末に相続税の支払いがあることから、9月の第3回市議会定例会に補正予算を行うものでございます。

なお、買収面積でございますが、場所が海神5丁目673番地ほか5筆でございます。合計2,907.27平方メートル、買収額は2億8,490万円でございます。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【委員】

今回ご報告いただいたのは西海神小学校でしたが、他にもこうした借地の学校というのは何件あるんですか。

【施設課長】

小学校で4件、中学校で9件、国及び個人からの借地がございます。

【委員】

個人は何件くらいあるんですか。

【施設課長】

国が5件で、それ以外が個人でございます。財務省と農林水産省管轄でございます。

【委員長】

何かご質問ございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、続きまして、報告第7号について、学務課、報告をお願い致します。

【学務課長】

報告第7号「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（教育委員会所管条例に係る部分）について」を、ご説明致します。

資料の9ページをご覧ください。

今回の条例改正は、平成19年6月27日に公布されました学校教育法等の一部を改正する法律に基づくものでございます。学校教育法の一部改正により、学校教育法の条文の記載の順に変更があり、10ページから11ページにございます学校教育法を引用している本市の7条例について、いわゆる条文ずれが生じたため、これを整合させる必要が生じました。このうち教育委員会で所管しております船橋市立小学校設置条例、船橋市立中学校設置条例、船橋市立特別支援学校設置条例、船橋市奨学金貸付条例の4条例につきましては、教育委員会会議において、異議のない旨を市長に申し入れることについて議決をいただく必要がございましたが、先ほど総務課長がご説明致しましたように、船橋市教育委員会組織規則第3条の2の教育長の臨時代理により処理致しましたので、ご報告致します。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告ありましたけれども、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、続きまして、議決事項に入ります。

議案第39号について、学務課、説明願います。

【学務課長】

議案第39号「船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

この議案は通学区域規則、いわゆる学区表を一部改正する内容でございます。

通常、新築の建物等が完成いたしますと、市の自治振興課においてその建物に住居表示をいたします。このたび現行の学区表にない号表示が新たに付番されたために、その

新たな号表示を学区表に盛り込む必要が生じました。具体的に号表示が新たに付番された場所は、資料の3ページの新旧対照表をご覧ください。

海神小学校区につきましては、海神3丁目の7番に24号が付番されました。旧の方で見ていただくと、この表の右側ですが、「22号・23号・25号～29号」というふうに海神の3丁目のところはなっておりますけれども、新の方になりますと「22号～29号」というふうになっております。このように24号が付番されたために、この表示を変えたものでございます。

また、西海神小学校区につきましては、海神4丁目4番に、4号、6号が新たに付番され、海神6丁目1番に14号が新たに付番されました。また、葛飾小学校区と葛飾中学校区につきましては、西船1丁目の2番に6号が新たに付番されました。これらの5カ所の号表示について規則の改正を行い、規定の整備を図ります。

これらの新たに付番された5カ所の建物につきましては、海神小学校区の海神3丁目7番24号の建物のみが10世帯の単身者用集合住宅で、その他は一般の戸建て住宅であるため、大規模集合住宅ではないことから、特に学校区、つまり指定校を変更する理由もないことから、現在と同じ学校区のみで規則改正を行うものでございます。

なお、この議案につきましては船橋市学区審議会に諮問し、7月5日付で事務局原案のとおり答申をいただいておりますことを申し添えます。施行日につきましては平成19年9月1日を予定しております。

以上、議案についてのご説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

【委員長】

ただいま説明ありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【委員】

他の学区においてもマンションが増えていますが、今回は大きな建物はないわけですね。

【学務課長】

この5カ所については大きなものではございません。

【委員長】

よろしいですね。

それでは、議案第39号「船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第39号については、原案どおり可決いたしました。

それでは、報告事項に入ります。

初めに、報告事項(1)、報告事項(2)及び報告事項(3)について、学務課、報告願います。

【学務課長】

報告事項(1)「通学区域の一部選択地域について」ご説明致します。

37ページをご覧下さい。この報告内容ですが、学区の一部選択地域の設定でございます。

38ページの資料の地図に示してございますが、地図の黒くなっているところがございますが、この場所に88戸の戸建て宅地分譲の開発が行われました。開発区域が馬込町と金杉町の両町名にまたがるものであり、当該開発区域内に公衆用道路が整備される予定ですが、町名境がこの道路で仕切られていないばかりか、数軒の宅地については宅地内に町名境があるという特殊な開発でございます。

現行の学区指定校については、馬込町は法典東小学校、それから旭中学校で、金杉町は高根小学校、御滝中学校となっておりますが、先ほど申し上げました町名境をまたがる特殊な開発状況であること、また1軒の宅地内において町名境が存在しているため、道路等による学区の線引きができていないこと、開発区域全体の地域としてのつながりについても一定の配慮が必要なこと等の理由により、当該開発区域に資料の新旧対照表のとおり、一部選択地域を設定するものでございます。

施行日につきましては、平成19年9月1日を予定しております。

以上、通学区域の一部選択につきましてご報告をさせていただきました。

【委員長】

ただいま説明ありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【委員】

選択地域となっているこの黒い部分の地域では、どちらの学校へいってもよいということなんでしょうか。

【学務課長】

そうでございます。選択地域というのは一応この地図の法典東小学校・旭中学校区と書いてある部分の方に入っているものは、まずその学校を指定いたします。そして、高根小学校区・御滝中学校区の方も同じように指定致しますが、この地域につきましては、どちらを選んでもよいということでございます。

【委員】

新しく開発されたところなんですね。何人ぐらいの生徒が、あるいは対象者がいる予定なんですか。

【学務課長】

このところについてはまだ開発中で、つかんでおりません。

【委員】

そこはまだ完成はしていないんですね。

【学務課長】

学区審議会の時点では、ここはまだ開発道路もできていないというふうに把握しております。

【委員】

一つの集落の中で選択制をとると、隣の子が他校に行って、うちの子が旭中学校へ行くというようなこともできるわけですね。

【学務課長】

そのとおりでございます。

【委員】

選択制そのものは非常にいいことだと思いますが、それによって、その町会が一つの地域としての事業をするときに、学区が違っているということで、この集落の中で何か問題は起きませんか。ちょっとそういう心配もあるんですけども、この地域の住民の意見というのは、まだ分からないわけですね。

【学務課長】

はい、確認できておりません。

【委員】

こういう選択は船橋だけではないと思うんですけども、特に都市部になると、選択学校が増えるというか、うちの近所にも小学校が4校も5校もあり、向かいの子は塚田小学校へ行って、こっちの子は八栄小学校へ行って、こっちの子は行田東小学校へ行っているというふうに、もうばらばらなんですよ。中学校もそのような具合に3校ぐらいに分かれていたりします。うちの子もうちの近所の子も小学校から中学校へ進学するときは、学校がみんなはらばらでした。それでも何となく地元へ帰れば仲よく遊んだりはしていましたけれどもね、やむを得ない部分もあるのかなと思いますけれどもね。

【委員】

法典小学校の学区と高根小学校の学区では、どちらかがより過疎・過密の学区だということはあるですか。

【学務課長】

法典東小学校も高根小学校も教室数に余裕がございますので、どちらに行ったとしても影響はないと考えております。

【委員長】

他に何かございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、続きまして、報告事項(2)、お願いします。

【学務課長】

報告事項(2)「学校統合後の高根台第三小学校の校名について」ご説明致します。

こちらは資料はございません。児童数減少による高根台第一小学校の教育環境を改善するために、平成19年4月1日付で高根台第一小学校と第三小学校の統合をいたしました。学校統合後における高根台第三小学校の校名につきましては、高根台第三小学校の校名検討会に審議等をいただき、最終的に今後の高根台地区を取り巻く状況が不透明であるため、現時点では校名は現在のままとし、校名検討が必要になった時点で考えていくという答申をいただきました。教育委員会といたしましては、この答申を重く受けとめ、検討いたしました結果、統合後の高根台第三小学校の校名につきまして、次のとおり方針を決定いたしました。

統合後の高根台第三小学校の校名についての方針1、今後の高根台地区の状況を十分に見きわめた上で決定することが妥当であると判断し、統合後の校名については高根台第三小学校を継続する。方針2、今後の高根台地区を取り巻く状況の変化により、児童の教育環境が著しく損なわれることが予想された場合には、その段階で高根台地区全体の学校のあり方について検討する中で、校名についても判断していくという、以上2つの方針でございます。

報告は以上でございます。

【委員長】

大分落ち着いてきたような感じでございます。ご苦労さまでした。
この件について、何かご意見やご質問ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

よろしいですね。
それでは、報告事項(3)、お願い致します。

【学務課長】

報告事項(3)「平成19年度全国高等学校総合体育大会及び全国高等学校野球選手権大会の報告について」ご報告致します。

資料の39ページをご覧ください。

表にございますように、今年度の高校総体には8つの部、81名が出場致しました。その中で、サッカー部が6年ぶり5度目の全国優勝をなし遂げ、先日24日、優勝報告会を開催させていただきました。村瀬委員長にもご参加をいただき、おかげさまで盛大な会となりました。ありがとうございました。

また、水泳部では200メートル平泳ぎで2年生が全国優勝するなど、すばらしい成果をおさめました。そのほかにも数多くの入賞者を出し、男子バスケット部もベスト16という成績を残しました。

次に、皆さんご存じかと思いますが、市立船橋高等学校野球部が、9年振り5度目の全国高等学校野球選手権大会甲子園大会の出場を果たしました。残念ながら1回戦敗退ではございましたが、伝統校復活をアピールできたのではないかと考えております。皆様からの心温まるご支援、ご声援、誠にありがとうございました。

報告は以上でございます。

【委員長】

おめでとうございます。
何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、続きまして、報告事項（４）について、保健体育課、報告をお願い致します。

【保健体育課長】

報告事項（４）の「市・県・関東中学校体育大会の報告について」を報告させていただきます。結果一覧は議案書の４１ページから５４ページにございます。それから、追加資料をお手元に用意しております。

まず初めに、船橋市中学校総合体育大会でございますが、７月２１日から２５日の５日間にわたって行いました。雨のため、野球、ソフトテニス、ソフトボールは日程変更、会場変更をしながら実施しました。成績につきましては結果一覧に示してあるとおりでございます。

なお、教育委員長初め教育委員の皆様全員に応援を賜りましたことを、この場をおかりし、お礼申し上げます。ありがとうございました。

続きまして、千葉県中学校総合体育大会についてでございますが、７月２５日から８月１日の８日間にわたって行われました。

特筆すべき成績としまして、団体種目のサッカーでは、宮本中学校が優勝。バレーボールでは、高根中学校が男子・女子準優勝。バスケットボールでは、二宮中学校が女子準優勝。柔道団体では、湊中学校が男子３位、古和釜中学校が男子３位、八木が谷中学校が女子３位。以上がそれぞれ関東大会へこまを進めております。

続きまして、個人の部で柔道、女子４４キログラム級では、八木が谷中学校３年生が優勝、同じく女子６３キログラム級では、同校２年生が優勝。この２名は関東大会及び全国大会へこまを進めております。

続きまして、陸上個人、共通８００メートルでは、古和釜中学校３年生が優勝で関東大会及び全国大会へこまを進めております。

続きまして、関東大会について報告致します。資料５２ページをご覧ください。

関東大会は８月６日から８月１１日の６日間、関東各県で行われました。

資料一部訂正をお願い致します。５２ページ、陸上、３年、古和釜、共通８００メートル、主な記録が「２分１０秒９１」、順位が「準優勝」と訂正をお願い致します。

なお、この成績は大会新記録及び千葉県中学校新記録でございます。

関東大会につきましては、法田中学校3年生が水泳200メートル背泳ぎで準優勝をしております。

続きまして、全国大会について報告致します。全国大会は8月18日から8月25日の8日間にわたって、本年度は東北大会ということで東北地方の各県で行われました。

特筆すべき成績としましては、古和釜中学校3年生が、陸上競技の共通800メートルで8位入賞。以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がございましたけれども、何かご意見、ご質問ございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

暑い中、案内していただきまして、ありがとうございました。特別大きな事故とか、そういうことはなかったですか。

【保健体育課長】

おかげさまで、特に大きな事故はありませんでした。

【委員長】

わかりました。

それでは、続きまして、報告事項(5)について、社会教育課、報告お願い致します。

【社会教育課長】

社会教育課からは議案書55ページにあります平成19年度船橋市民カレッジの開催要項、その後に募集案内が間に合いましたので、それを添付しております。

それと、もう1点、お手元に「感動のスポーツ物語」という黄色いチラシをお配りしております。これら2点について、一緒に報告させていただきます。

市民カレッジは、市民の高度かつ多様な学習要求と、さまざまな現代課題に即した学習機会を提供するために、昭和54年から実施しております。今回で29回目となっております。

運営の方法でございますが、企画・運営に当たりましては、4月1日号の広報ふなばしで市民ボランティアを募集しております。11名の市民ボランティア、6名の公民館職員、4名の図書館職員、3名の社会教育課職員の計24名で全体会2回、

それと各コース4回から7回の打ち合わせ会を持ちながら、市民協働において企画してまいりました。

内容につきましては、お手元にございますとおり3コースございます。

1つは、「まちづくりコース」ということで、「あなたを活かそう ビバ船橋」をテーマに千葉工業大学の校舎を活用致しまして、ワークショップを中心に行ってまいります。定員は50名となっております。

2つ目のコースでございます、「子育てコース」と致しまして、「ハッピー子育て、仲間づくり」というテーマで、二和公民館を会場としまして、表にございますような学習会を重ねてまいります。定員は50名です。

3つ目でございます、「家族・家庭コース」としまして、こちらは中央公民館にて「いま、家族のきずなを探る」というテーマで3回の講演会等を催す予定でございます。定員は200名です。

締め切りについては、各コース異なっており、申し込み方法は開催要項のとおりでございます。こうした内容で、9月1日号の広報ふなばしで募集をかけてまいりたいと思います。

また、先ほど申し上げましたボランティアも含めた企画運営に携わる皆さんですが、今後運営にもかかわっていただきますので、そのボランティアを中心とした協働でやっていく中で、運営、企画、反省会を行ない、教育委員会会議でその結果のご報告も致したいと思います。

以上が市民カレッジについてでございます。

次に、黄色いチラシの募集案内の方でございます。ふなばし市民大学校の平成19年度の公開講座として設けるものでございます。この公開講座は、市民大学校で実施されている毎年4月から3月までのカリキュラムの中で、年1回だけ学生だけでなく、市民の皆さんと一緒に学ぶ機会として、豊かな人生や活力あるまちづくりに役立てていこうというものです。

今回につきましては「抑制の美学」をテーマに、元NHK相撲解説者の杉山邦博さんを講演会講師として、9月8日午後2時から市民文化ホールにて講演会を開催する予定でございます。

なお、この企画は市民大学校の生涯学習コーディネーター連絡協議会、市民大学校のOBで組織しております連絡協議会の皆様が企画運営して、市民と市と協働でやっていく事業でございます。

ちなみに現在までの申し込み人数でございますけれども、一般が454名で、市民大学生がおおむね同じように450名弱ですので、今現在、人数としておおむね確定していますのは900名でございます。皆さんもぜひご参加いただければと思います。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告ありましたが、何かご意見、ご質問ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、続きまして、報告事項（６）について、文化課、報告お願い致します。

【文化課副主幹】

文化課から市制70周年記念公演の創作歌劇「童謡」の共催事業についてご報告致します。議案書60ページのパンフレットをご覧ください。

この「童謡」は昭和10年、作家、川端康成が三田浜楽園に滞在し、そこを舞台に描いた掌編小説で、代表作の「雪国」や「伊豆の踊り子」の伏線にもなった作品であります。

今回の主催者でもある「NPO法人童謡文化を広める会」では、川端康成が「童謡」に心を寄せた船橋に着目し、国内初のオペラ化を目指した点についても注目されております。また、出演者や合唱団のほとんどが船橋市民でもあり、市民オペラの様相を呈しております。

公演は9月29日土曜日に船橋市民文化ホールにて行います。市制70周年を迎えた本年、本市にとってふさわしい企画であると考え、共催として実施致します。

文化課からは以上でございます。

【委員長】

ただいま報告ありましたけれども、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、続きまして、報告事項（7）について、青少年課、報告をお願い致します。

【青少年課長】

議案書の61ページをご覧ください。

平成19年度の青少年事業の報告につきまして、2件追加し、合計4件の事業について報告をさせていただきます。

1点目の「青少年キャンプ事業」でございますが、7月27日の金曜日から29日の日曜日までの2泊3日の日程で、青少年相談員が主体となりまして群馬県の野反湖で男子51名、女子42名、合計93名の子供たち、そして指導者39名のもとでキャンプを行いました。おかげさまで事故もなく、無事にキャンプを終えることができました。

なお、今回青少年キャンプに参加いたしました小栗原小学校の児童が子供記者になりましたので、その子が広報ふなばしの8月1日号の記事を書いています。そのコピーをお手元にお配りしました。キャンプの様子がよくわかると思いますので、ご覧頂ければと思います。

次に、2点目の「船橋市・津別町青少年交流事業」についてでございますが、8月4日の土曜日から8日の水曜日までの4泊5日の日程で、船橋市少年少女団体連絡協議会が主体となりまして、船橋市の子供たちと津別町の子供たちとの交流を行いました。今回は国土交通省の北海道開発局のご協力を得まして、1級河川であります網走川の川下りを体験することができました。北海道の大自然を体全体で体感でき、大変好評でございました。そのときの様子が北海道新聞に掲載をされました。こちらコピーをお配りしておりますので、ご覧下さい。

ただ、記事に1点誤りがございますので訂正をお願い致します。人数が41名となっておりますけれども、40名の誤りでございます。おかげさまでトラブルも事故もなく、津別町との交流事業を終えることができました。

次に、3点目の「青少年海外視察派遣事業」でございますが、7月29日の日曜日から8月16日の木曜日までの19日間の日程で、イギリスに男子1名、女子1名の合計2名、そしてカナダに女子2名を派遣致しました。事業の内容につきましては、それぞれイギリス、カナダの各国でホームステイをしながら語学学校に通って、世界各国から参加している青少年と英語を学びながら交流を図るもので、全員無事に帰国致しました。

最後に、4点目の「第5回船橋少年の船事業」でございますが、これは市制70周年記念事業として、8月19日の日曜日から26日の日曜日までの8日間の日程で、小学5年生から高校1年生までの団員260名、そして指導者105名、総勢365名が客船「ふじ丸」で洋上研修を行いながら中国上海市を訪問し、中国の子供たちと交流を行ったものでございます。

今年は日本と中国とが国交回復して35周年となることから、日中国交正常化35周年の事業といたしまして、国の方から冠をつけさせてほしいという要請があり、中国上海市での中国政府主催の日中国交正常化35周年の記念夕食会に船橋少年の船訪中団が招待されまして、全員参加をさせていただきました。日本を代表して、青少年交流事業の大役を果たすことができたと思います。

この歓迎夕食会の席上で、冬柴国土交通大臣のあいさつに続きまして、藤代市長が船橋少年の船を代表して、あいさつを致しました。また、団員260名全員が壇上に上がりまして、楽器を演奏したり、歌を披露いたしまして、満場の拍手喝采を受けました。

団員初め指導者全員一生の思い出となるような貴重な経験をすることができました。

8日間の船旅で船酔いする団員もありましたが、大変天候にも恵まれ、食事もおいしく、快適な船旅でございました。全員の協力によりまして、予想以上の成果を上げることができました。

なお、船内で毎日発行いたしました「フレンドシップ船橋」という新聞をお手元にお配りいたしましたので、後ほどご覧下さい。また、船の様子はホームページを通して保護者の皆様方にお知らせしておりました。このホームページにつきましても大変好評でございました。

船橋少年の船の様子につきましては、来週の9月3日の月曜日から9月12日の水曜日まで、1階の美術コーナーで写真展を開催することになっておりますので、機会がありましたら、ぜひご覧いただきたいと思います。

青少年課からは以上でございます。

【委員長】

ただいま報告ありましたけれども、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【委員】

この青少年キャンプ事業には大勢の方が参加されていますけれども、小学生は何人くらい参加されたのですか。

【青少年課長】

小学校4年生が男子22名、女子15名、小学校5年生が男子9名、女子12名、小学校6年生が男子13名、女子13名、あとは中学1年生が男子3名、女子1名、中学2年生が男子4名、中学3年生が女子1名ということで、小学生の参加が非常に多いです。

【委員】

小学生が多いと指導者は大変だと思います。この事業には定員があるんですか。

【青少年課長】

一応定員120名で応募をかけましたが、部活や塾の夏季講習などで、残念ながら120名の定員までは至りませんでした。応募者の子供たちは全員参加できました。

【委員】

津別町の方の定員というのもあるんですか。

【青少年課長】

津別町の定員につきましては、男子女子それぞれ20名ずつでございます。今回、男子で22名の応募あり、女子で30名の応募がありましたので抽選を行いました。

【委員長】

それぞれの子供たちがいろいろなところへ行かれて、いい思い出になったと思います。

【青少年課長】

少年の船に関しましては、団員募集に当たりまして皆様方に大変お世話になりましたことを改めて御礼申し上げます。

【委員長】

特に教育長がご努力なさって、ご苦労さまでございました。無事に帰ってこられて非常によかったと思います。

ほかに何かございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、続きまして、報告事項(8)について、生涯スポーツ課、報告をお願いします。

【生涯スポーツ課長】

報告事項8についてご報告申し上げます。

学校プール開放事業についてでございますけれども、7月25日から8月16日まで、お手元にお配りした資料のとおり、40,511人のご利用者をもちまして無事に終了致しました。ちなみに昨年のご利用者数は47,524名の利用でしたので、7,000人の減となりました。

以上です。

【委員長】

特別大きな事故もなく、結構でございました。ご苦労さまでした。

何か、ご意見などございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、続きまして、報告事項（９）について、中央図書館、報告をお願いします。

【中央図書館長】

報告事項（９）「絵本原画の盗難事件について」ですが、資料はございません。既にご報告致しましたが、今年５月に原画が発見され、原画は作家のもとにお返ししましたが、その後、話し合いの結果、船橋市は高森登志夫氏に返還期日までに返却できなかったことに対する精神的な損害の補償として、慰謝料３０万円を支払うことで、７月２０日に示談書を締結致しました。

また、額装業者との間でも、８月７日に示談書を締結致しました。

教育委員の先生方にも大変ご心配、ご迷惑をおかけしましたが、双方とも解決致しました。今後このようなことが生じないように努めてまいりたいと考えております。

以上、報告致します。

【委員長】

本当に不幸中の幸いで最後は解決に至ってよかったですね。二度とこのようなことがないように、よろしくお願い致します。

【中央図書館長】

承知しました。

【委員長】

何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、続きまして、議案第４０号の審議に入りますので、関係職員以外の方は退席をお願い致します。

（関係職員以外退席）

【委員長】

それでは、議案第40号について、総務課、説明お願い致します。

議案第40号「平成19年度教育功労表彰について」は、総務課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案通り可決された。

【委員長】

続きまして、報告事項(10)について報告願いますので、指導課長は退席願います。

(指導課長退席)

【委員長】

それでは、報告事項(10)について、学務課、報告お願い致します。

報告事項(10)「教職員の指導措置について」、学務課長から報告された。

【委員長】

それでは、職員を入場させてください。

(職員入場)

【委員長】

本日、予定していました議案等の審議は終了致しましたが、ほかに何かございますでしょうか。

【生涯スポーツ課長】

資料ございませんけれども、1月1日から体育施設のインターネット予約が稼働しました。これが稼働する前は、1週間前までには使用料をお支払いいただいておりますが、現在は、条例どおりでございますが、利用前までにお支払いいただくというシステムになっています。

ところが、実際には約5%の無断キャンセルが発生しております。基本的には利用前までに使用料を払わなければいけないということになっていますので、当日いらっしやらない段階で利用する意志の無いものとして処理してもいいのですが、何らかの理由があって来られないことも考えられますので、保留としております。しかし、一方で目の前に空いているテニスコートがありながら、利用できないという方もいらっしゃるかと思います。そこで、予約は入っているんだけど、使用料は入っていないという状況

の中で、他市の状況を見ますと、約30分の猶予時間を持って、その30分を経過したらキャンセルとみなすというところがあらかたでございました。

私どもの方も、30分を経過したらキャンセル扱いとみなすという形も視野に入れて、検討してまいりたいと考えておりますが、ここで委員の皆様のご意見をいただけたらと思います。

【委員】

これは、ある程度前もって登録している人じゃないと予約はできないわけですね。

【生涯スポーツ課長】

はい。そうです。

【委員】

ということは、キャンセルしたらもうお金はいただかないんですか。

【生涯スポーツ課長】

都市公園条例では、「前納しなければならない」ということしか規定されておりません。そうしますと、「前納」ですから、ぎりぎり待てば、今日の3時に使うんだとすれば3時前にお金を支払えばオーケーなんですね。もちろんカードで予約を取っているわけですから、帳簿上は予約が入っているんですが、それまでは善意で待っていたわけですね。ところが、実際には来ないお客さんが平均すると約5%いるということです。有効に使うための一つの方法として、30分の猶予を持ちながら、その30分を過ぎたらば連絡がなくてもキャンセルとみなして次の方にお貸しをしていこうという考えです。

【委員】

いろいろやってみると、想定していなかったことも出てくるだろうと思うんですけども、多分事前に予約をして料金を払っている人についても、30分来なかったら、それ以降はなしにするというところが他市の例としてもあるのではないかと思うんですね。今のお話では、お金も支払わず、当日にもやってきていない中で30分待つということと、事前に支払ってあって30分待つということは、また意味が違ってくるのかなと思いますので、細かいところですけども、いろいろどういう工夫をしているのか、もう少し周りの情報も集めながら、必要な改定はしていった方がいいと思うので、その辺はよくご検討の上で決めていただければと思います。払っている方と払っていない方は条件が違うような気がしますので。

【委員】

普通考えれば、前日までに払っていないければ、その当日来た予約していない人と同じという形だと思うんですけども、民間だと普通予約して何日前までだったらキャンセルできるとか、明確に決められているものです。ルールを守っている人がむしろ損をしてしまうということもありますから、基準をきちんと決めておかなければなりませんね。前日までにお金を払っていないければ、もうキャンセルだとする。またお金を前日までに支払っていても、連絡もいれずに時間開始から30分来なければ、それはもうキャンセルとし、支払われた利用料もいただくというぐらいでもいいのではないかなと思います。

【委員】

公共施設というのは、きっと借りる方が非常に多いと思うんですよね。ですから、その5%のお金というものよりも、5%のロスを使う人に貸せる状態をつくっていかないと、何で空いたままにしているんだという不平不満が起きてくる。そのためには、例えばもう3日前までにお金を納めていただいて、それ以降はまだ新規に貸し出しますよというような手法も考えていかないと、当日ぎりぎりまで待って30分過ぎたから貸し出すよという、その30分間は、その土地そのものが無駄になっているわけですね。30分でも借りたい人がいるかもわからない。少しでも多くの人に平等に貸していこうとすれば、別に3日前に使用料をいただくシステムをつくったとしても、借りたい人にとっては3日前だって支払うと思います。そうすれば3日間あれば、また新しい人が新規参入できるというふうになりますから、何かペナルティーではないですが、少しでも無駄のないよう、少しでも多くの人に貸し出せるような方法を考えていただきたいなと思いますね。

【教育長】

この貸し出しの、あるいは使用料を払う規則が文書であるんですよ。その文言をよく吟味しないと、話し言葉でやっているのと分かりにくいので、今は委員さん方の意見を十分咀嚼して、文書にして改めて説明することが必要でしょう。

【委員】

いろいろ意見が出てきましたが、私は根本的に生涯スポーツ課のその新しい利用に対して出てきた問題を、非常に速やかに改善しようという姿勢はとてもいいと思います。そうすると、今のようになんか出たところは出てきますが、でも、何か問題があったら、それをきちっと分析して改善していくという柔軟な姿勢はみんなが持っているし、そのために労力はかかりますが、頑張っていたきたいと思います。

今の案件だけではなくて、例えば青少年課の事業についてもそうだと思いますし、社会教育課の事業についてもそうだと思いますし、例年はやっているけれども、今回は市

民の反応は違ったということがあれば、それはきちっと分析して、ニーズが変わっているのであれば事業自体を改善していくとか、違う事業を立ち上げるとか、そういうことを迅速にしていくような感覚というのを職員の方に持っていただけたらいいなと思うんですね。そうでないと、これだけ大きな組織なので、繰り返されていって安全なものだけが残っていったって、すごく重たい事業だけが残って、ニーズに対してちゃんと反応するところが忘れられてしまうような気がしますので、今日ご提案いただいて、その点は皆で共有したいなと思っているところです。よろしくお願いします。

【生涯スポーツ課長】

いろいろなお意見ありがとうございました。教育長からもご指示をいただき、委員さん方のご意見を咀嚼し、次回以降の教育委員会会議には資料をもってご説明させていただければと思います。ありがとうございました。

【委員長】

よろしくお願いします。
ほかに何かございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、これで教育委員会会議 8 月定例会を閉会致します。どうもご苦労さまでした。